

この度は弊社製品をご採用いただき誠にありがとうございます。

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称:クリーンウッド法)第六条第一項及び「木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」第四条第二項に定められた合法性の確認に関して、弊社において実施した結果は次の通りとなります。

ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

【説明】

クリーンウッド法では、棚、収納用じゅう器の「部材に主として木材を使用したもの」について、合法性の確認を行うことが求められています。「主として木材を使用したもの」とは、原則として、部材の総重量に占める、金属、ガラス、プラスチック、樹脂、パーティクルボード、繊維板及びリサイクル材等を除いた「木材」の重量の割合が50%以上であることを指します。よって、部材に「木材」が使用されていても、部材または製品総重量に対して「木材」の総重量が50%以下の場合には対象外となります。

製品	クリーンウッド法に基づく合法性に関する表記	表記の説明
木材等	確認済	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法に基づく確認を行い、合法伐採木材であることが確認できた製品です。
	確認に至らず	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法に基づく確認を行いました、合法伐採木材であることが確認できなかった製品です。
	未確認	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当しますが、法に基づく確認を行っていない製品です。
木材等に該当しない対象外の製品	対象外	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当しない製品です。(※1)

※1. 木材等に該当しない「対象外」の製品においても、クリーンウッド法が定める「木材」については法に基づく合法性の確認を行っています。

製品区分	収納棚
製品名	フリーハンギングシェルフ
品番	FNS-

合法性に関する表記	対象外
-----------	-----

家具	分類		部材	材料	合法性に関する表記
棚			棚板	PB	対象外